

医療施設の防災対策の推進

(有床診療所等のスプリンクラー等整備事業、災害拠点病院等の耐震整備事業)

資料2-9

平成25年度補正予算(案)

115億円

(1) スプリンクラー等整備事業(101億円) : 医療施設等施設整備費補助金

10月11日未明に福岡市内の有床診療所で発生した火災事故を踏まえて、消防庁において「有床診療所火災対策検討部会」を立ち上げ、防火対策のあり方について、議論がなされているところである。この議論の行方を注視しつつも、同様に火災が発生した際の甚大なる被害を防ぐための緊急対策として、スプリンクラー等の整備に対し、財政支援を行うもの。

- 基準額 17,000円/㎡
- 補助率 定額

<本事業の対象として想定されるもの>

- ・スプリンクラー等の設置に関する工事費又は工事請負費

<本事業の対象となる施設>

- ・有床診療所(歯科含む)、病院、有床助産所

※現行の消防法においてスプリンクラーの設置義務のかかっていないもの

(2) 耐震整備事業(14億円) : 医療提供体制施設整備交付金

災害発生時に患者受入の拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター及び地域の救急患者の受け入れを行う二次救急医療機関の耐震整備に対し、財政支援を行うもの。

- 基準額 75,210千円
- 補助率 1/2

<本事業の対象として想定されるもの>

- ・耐震整備に関する工事費又は工事請負費

<本事業の対象となる施設>

- ・災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関